

平成31年2月定例会

平成31年2月19日（火曜日）午後1時00分開会

長崎県市町村会館6階 大会議室

議事日程

- 日程1 会期について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程5 経過等の報告事項について
- 日程6 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7 平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）
- 日程8 平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程9 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について
- 日程10 議会運営委員の選任について
- 日程11 議会運営について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	坪井 泰助 君	2番	阿部 豊 君
3番	立石 隆教 君	4番	今井 泰照 君
5番	初手 安幸 君	6番	後城 一雄 君
7番	山上 広信 君	8番	竹中 悟 君
9番	中村 哲康 君	10番	平野 利和 君
11番	朝長 隆洋 君	13番	清水 修 君
14番	初村 久藏 君	17番	野島 進吾 君
18番	湯田 清美 君	19番	相浦 喜代子 君
20番	松井 大助 君	22番	萩原 活 君
25番	山口 まさよし 君	26番	林 広文 君
27番	五輪 清隆 君		

欠席議員（6名）

12番	明石 博文 君	15番	椎山 賢治 君
16番	山田 能新 君	21番	永安 健次 君
23番	小野原 茂 君	24番	後藤 昭彦 君

説明のため出席した者

広域連合長	田上 富久 君	副広域連合長	一瀬 政太 君
副広域連合長	杉澤 泰彦 君	事務局長	赤崎 敏博 君
企画監兼次長	白倉 弘和 君	総務課長	前川 聡明 君
事業課長	鋤寄 雅浩 君	保険管理課長	中村 浩樹 君
医療専門監	山崎 一美 君		

事務局職員出席者

書記 上村 周平 君

＝開会 午後1時00分＝

○議長（五輪清隆君）

皆様、こんにちは。出席議員は定足数に達しております。

これより、平成31年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

初めに、例月出納検査報告につきましては、配付されております報告書のとおりであります。

本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

日程1「会期について」を議題といたします。

今定例回の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程2「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

日程3「会議録署名議員の指名について」は、1番、坪井泰助議員及び18番、湯田清美議員を指名いたします。

ここで連合長から発言の申し出がっております。連合長。

【田上富久君 登壇】

○連合長（田上富久君）

皆さん、こんにちは。本日は、平成31年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、国におきましては、昨年12月21日に、平成31年度予算案が閣議決定されました。社会保障関係の予算では、本年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う対応として、診療報酬本体のプラス改定、薬価については実勢価格等を反映し、マイナス改定となりました。

また、後期高齢者医療制度につきましては、制度発足時から継続して実施されてきました所得

が低い人への保険料均等割の軽減特例措置について、これまで全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、現行制度を維持することと、やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する負担軽減策とあわせて実施するとともに、きめ細やかな激変緩和措置を講じるよう要望してまいりましたが、今回、さらなる高齢化が進展する中で、世代間の負担の公平を図る観点等から見直しをすることが決定されました。

この見直しについては、対象となる高齢者への影響をできるだけ少なくするために、見直しの時期が考慮されるなど、低所得者に配慮した内容となっております。

しかしながら、本県におきましては、約半数の被保険者の皆様が負担増となる影響があり、このことを被保険者の皆様にご理解いただくことが何よりも重要と考えますので、国が行う広報と連携をしながら、市町とも協力しながら、丁寧な周知を図りたいと考えております。

今後も、社会保障改革におきましては、給付と負担の見直しとして、後期高齢者の窓口負担のあり方などが検討されています。

また、フレイルなどの高齢者の特性に応じた保健事業を広域連合と市町村の連携のもとで、効果的に展開していくため、必要な法改正が検討されておりました、こうした国の動向に注視をしていかなければならないと考えております。

本日は、軽減特例の見直しに関する条例改正、平成30年度補正予算、平成31年度当初予算等の議案につきまして、提案することといたしております。

よろしくご審議をお願い申し上げますとともに、各議案に対しまして議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○議長（五輪清隆君）

次に、日程4「同意議案第1号」を議題といたします。

連合長の説明を求めます。連合長。

【田上富久君 登壇】

○連合長（田上富久君）

同意議案第1号は、副広域連合長の選任につきまして、議会の同意を求めらるものでございます。

広域連合規約第11条第1項及び第13条第4項の規定により、市町の長のうちから2名を選任することとなっております、現在1名欠員となっております。

この副広域連合長として、波佐見町の一瀬政太町長を適任者と認め、選任したいと存じます。

ご同意賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（五輪清隆君）

これから、同意議案第1号「副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、直ちに採決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議がございませんので、採決いたします。

副広域連合長の選任については、原案のとおり一瀬政太君に同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。

よって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま、選任されました一瀬副広域連合長から発言の申し出がっておりますので、許可いたします。一瀬副広域連合長。

【一瀬政太君 登壇】

○副連合長（一瀬政太君）

皆さん、こんにちは。ただいま、ご推挙いただき副広域連合長に再度選任いただきました波佐見町長の一瀬でございます。

皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢化、長寿化の進行に伴い、その果たす役割はますます高まっております。

本広域連合におきましても、被保険者の皆様が安心して適切な医療が受けられるよう適正な運営に努めるとともに、保健事業を充実していくことが求められております。

微力ではございますが、田上広域連合長の補佐役として、尽力してまいりたいと存じますので、

議員各位のご指導、ご協力をお願いいたしまして就任のご挨拶とさせていただきます。

今後とも、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（五輪清隆君）

次に、日程5「経過等の報告事項について」事務局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

総務課長の前川でございます。

私のほうから、お手元にお配りいたしております、ピンクの表紙「経過等の報告事項」について説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

前回開催の議会定例会、平成30年8月17日以降における広域連合の主要な事項について経過等の報告をさせていただきます。

1、国の医療制度改革の動向について。

平成30年12月21日に平成31年度予算案が閣議決定されました。今回は10月からの消費税率引き上げによるさまざまな対応が盛り込まれ、社会保障関係予算においても診療報酬や薬価等の改正が実施されます。

また、後期高齢者医療制度においては、保険料（均等割）に係る軽減特例、9割軽減及び8.5割軽減について見直しがされました。

今後も骨太の方針2018に掲げられた改革検討項目について、新経済財政再生計画改革工程表に沿って着実に実行するとし、給付と負担のあり方を含め、社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策をとりまとめ、早期に改革を具体化するとしております。

2、国に対する要望について。

平成30年11月15日、全国の広域連合で組織する全国高齢者医療広域連合協議会は、社会保障費が国の財政を圧迫していることを踏まえ、後期高齢者医療制度が安定した社会保障制度の運営を行うため、国による積極的な対応及び実現を求める6項目の提案を行い、その要望書を根本厚生労働大臣に提出しました。

なお、要望書につきましては、参考として4ページから8ページに掲載しております。

3、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の改訂について。

本計画は、平成30年度から6カ年を計画期間として、平成30年3月に策定いたしましたが、その後、国から最新の健康寿命が公表され、長崎県においても、健康寿命の目標値を含む健康増進計画の中間見直しが行われました。

この公表にあわせ、本計画におきましても、健康寿命の目標及び目標時期を見直しました。

また、保健事業の訪問指導事業につきましては、評価データの誤りを修正し、目標、評価値を見直しました。

続いて2ページです。

4、懇話会について。

平成30年8月28日に第1回、平成30年12月18日に第2回分を開催しました。

第1回会議では、平成30及び31年度の保険料について、第2次データヘルス計画の見直しについてを議題に、第2回会議では健康寿命の延伸に向けた取り組みについてを議題に説明を行い、委員の皆様からご意見をいただきました。

主な意見は記載のとおりでございます。

経過等の報告事項は以上でございます。

○議長（五輪清隆君）

ただいまの経過報告については、ご了承お願いいたします。

次に、日程6「議案第1号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

白い表紙の議案書は1ページから5ページまで、緑色の表紙の説明資料は1ページから12ページまででございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料の2ページをお開きください。

趣旨の欄をごらんください。今回の改正は、制度発足時における暫定的な措置として、国の予算措置により実施されてきました低所得者に対する保険料均等割の軽減特例措置につきまして、世代間の負担の公平を図る観点等から見直されたこと及び保険料の均等割軽減判定に用いる額の改定に伴い、必要な事項を定めようとするものでございます。

具体的には、主な内容欄をごらんください。低所得者に対する均等割軽減特例措置の見直しでございますが、まず9割軽減は、介護保険料軽減拡充及び年金生活者支援給付金の支給が開始されることにあわせて、平成31年（2019年）10月から本則である7割軽減に戻します。ただし、年度を通して保険料率を同一にする必要があることから、年間保険料は通年では8割軽減ということになります。

8.5割軽減は年金生活者支援給付金等のない低所得者であること等を踏まえ、激変緩和の観点から、平成31年（2019年）10月から1年間は現行どおり8.5割軽減とし、平成32年（2020年）10月から本則である7割軽減に戻します。ただし、こちらも年間保険料は、通年では7.75割軽減ということになります。

資料7ページをお開きください。

この7ページの図は、低所得の負担がどうなるかをイメージとして表わしたもので、夫婦2人世帯、配偶者が公的年金収入80万円以下という場合を例にしています。

ページの中ほどに9割軽減、8.5割軽減と記載しておりますが、これが低所得者に対する軽減特例で、9割軽減の方の現行の保険料は年に4,500円で、その対象者は約6万人です。

一方、8.5割軽減の方の現行の保険料は、年に6,800円で、その対象者は約4万8,000人です。この9割軽減が平成31年（2019年）10月から7割軽減に、8.5割軽減が平成32年（2020年）10月から7割軽減となります。

このときに、9割軽減者は介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給があることで、軽減特例がなくなっても全体としては負担減ということになります。

一方、8.5割軽減者は、年金生活者支援給付金の支給対象ではなく、その方の世帯の収入によって介護保険料の軽減がある方とない方がいますので、全体で見ると負担減になる場合と負担増になる場合があります。

次に、8ページをごらんください。

これは、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しという資料でございますが、これは前回、平成29年度に所得割や元被扶養者の軽減特例が見直された際の内容を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、9ページをごらんください。

ここに、今回の軽減特例見直しによる影響につきまして、市町ごとの対象者数及び影響額を年度別に記載をしております。

まず、平成31年度（2019年度）ですが、表の一番上の欄に記載しておりますが、10月から7割軽減となるというのは、年間を通してみると均等割額9割軽減を8割軽減に縮小、均等割額8.5割軽減変更なしということになります。

市町名の欄のすぐ右側の9割軽減から8割軽減になる方と記載している欄につきましては、見直しにより4,500円から4,600円増の9,100円になる方で、合計で、一番下ですが5万9,928人と見込んでいます。

8.5割軽減は、引き続き軽減がありますので、平成31年度においても平成30年度と同額となる方で、合計では4万7,836人と見込んでおります。

その右側の欄が見直しの影響額で、9割軽減が8割軽減になる影響額の欄ですが、合計で、一番下ですが約2億7,560万円の保険料の負担増と見込んでおります。

その右の8.5割軽減欄は、影響額がゼロで、影響額の合計は約2億7,560万円となります。

次に、10ページをごらんください。

平成32年度(2020年度)ですが、表の一番上の欄に記載しておりますが、年間を通してみると、均等割額8割軽減を7割軽減に縮小、均等割額8.5割軽減を7.75割軽減に縮小ということになります。

市町名の欄のすぐ右側の8割軽減から7割軽減になる方の欄につきましては、見直しにより9,100円から4,600円増の1万3,700円になるからで、合計で5万9,764人と見込んでいます。

その右の欄の8.5割軽減から7.75割軽減になる方は、見直しにより6,800円から3,500円増の1万300円になる方で、合計で4万7,694人と見込んでいます。

その右の欄の8割軽減が7割軽減になる影響額として、合計で約2億7,490万円の保険料の負担増と見込んでおります。

その右の8.5割軽減が7.75割軽減になる影響額の欄ですが、合計で約1億6,690万円の保険料の負担増と見込んでおり、影響額の合計では約4億4,180万円となります。

次に11ページをごらんください。

平成33年度(2021年度)ですが、表の一番上の欄に記載しておりますが、年間を通してみると均等割額7.75割軽減を7割軽減に縮小となります。

市町名の欄のすぐ右側の7割軽減の方の欄はすでに、見直しが終わっており、その右の7.75割軽減から7割軽減になる方の欄につきましては、見直しにより1万300円から3,400円増の1万3,700円になる方で、合計で4万7,546人と見込んでいます。

その右側の欄ですが、7割軽減の欄は変更がなく、影響額がゼロで、その右の7.75割軽減が7割軽減になる影響額の欄ですが、合計で約1億6,160万円の保険料の負担増となり、影響額の合計も同額でございます。

次に、12ページをお開きください。

今回の見直しに係る周知広報でございます。今回の保険料軽減特例の見直しにつきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、保険料の負担増となる被保険者が多く、影響が大きいため、ご理解をいただくよう国が行う広報と連携し、市町などと協力をしまして、丁寧な周知広報を行いたいと考えております。

まず、(1)住民全般に対する広報といたしまして、広域連合及び市町のホームページに掲載するとともに、市町の広報誌への掲載をお願いしております。

また、厚生労働省からポスター及びリーフレットが配布されることとなっておりますので、窓

口等で活用することとしております。

次に、(2)被保険者への周知といたしまして、まず5月に広域連合から全被保険者にリーフレットを郵送したいと考えております。このリーフレットを郵送する際に、平成31年度の保険料が増額になる方に対し、保険料増額のお知らせを同封することとしております。さらに、7月に発送する平成31年度(2019年度)保険料決定通知書にリーフレットを同封し、全被保険者に改めて周知を図りたいと考えております。

なお、これら周知に要する経費につきましては、後ほどご審議いただく平成31年度の特別会計予算に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

説明資料の3ページにお戻りください。

次に、政令改正に伴う均等割軽減判定に用いる額の改定につきましては、均等割5割軽減及び2割軽減を受けている被保険者が物価上昇の影響により軽減対象から外れないようにするために、所得基準額を引き上げようとするもので、5割軽減については5,000円引き上げ28万円に、2割軽減については1万円引き上げ51万円にする予定であります。

説明資料4ページから6ページまでに、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照ください。

議案第1号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(五輪清隆君)

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しく下さい。質問のある方、挙手をお願いいたします。19番、相浦議員。

○19番(相浦喜代子君)

それでは今、ご説明いただいた分、緑の表紙、ページ12ページに、周知広報については詳しくご説明いただいたところではございますが、それぞれの市町の高齢化の窓口という形での説明を、地域のそれぞれ、市民の皆様、町民の皆様なされたと思いますが、具体的に市町におもむいて打ち合わせをするのか、一度、要は担当者の方にこちらに来ていただいて、この周知に対する共通認識というものを持たれる必要があるかと思うんですが、具体的にはどのような計画をお考えなのか、予算のほうでするのがいいのかもしれませんが、今お聞きしてよければと思います。

○議長(五輪清隆君)

総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

お答えいたします。

国のほうから、2月の7日の日に配付資料とかのリーフレットとか参考資料というのを、まだ未定稿ではありますが、送られてきております。それを受けまして、広域連合のほうでは3月の14日の日に各市町の担当者の方を集めて説明会をしようと思っております。

○議長（五輪清隆君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ほかになければ、これをもって議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ありませんか。なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程7「議案第2号及び議案第3号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第2号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第3号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別

会計補正予算（第1号）」について、一括してご説明いたします。

まず、白い表紙の定例会議案書9ページをお開きください。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1,067万7,000円を増額補正し、歳入歳出予算を2億3,104万円とするものでございます。

なお、各科目につきましては、10ページ、11ページに記載のとおりでございます。

次に、25ページをお開きください。

特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ128億9,187万5,000円を増額補正し、歳入歳出予算を2,322億1,009万5,000円とするものでございます。

なお、各科目につきましては、26、27ページに記載のとおりでございます。

補正の主な項目について、緑色の表紙の説明資料によりご説明をいたします。緑色の表紙の説明資料の14ページから18ページまでが見積総括表でございますが、本日は、補正予算概要図によりまして順番に説明をします。

緑色の説明資料の20ページ、21ページをお開きください。

補正の内容といたしましては、平成29年度の決算剰余金と保険給付費の増額を行うものでございます。

また、上の図が一般会計でございます。

平成29年度の決算剰余金1,067万7,000円を7款繰越金として歳入に受け入れ、同額を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

次に、下の図が特別会計でございます。

まず、平成29年度の決算剰余金のうち、当初予算計上分を差し引いた102億8,383万3,000円を8款繰越金として歳入に受け入れます。

この繰越金の中には、国、支払基金及び市町に対しての精算返還を要する100億6,617万7,000円が含まれております。このうち、支払基金と市町への精算返還は平成30年度中に受け入れる金額との間で相殺処理を行いますが、国の精算返還は、21ページに矢印が伸びていますとおり、歳出、8款諸支出金として、85億4,573万4,000円を予算計上し、返還することとなります。

また、20ページ中ほどの8款繰越金のうち、要精算額を除いた純剰余額2億1,765万6,000円は、事務費相当分3,841万6,000円と、保険給付費相当分1億7,924万円であり、財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

次に、22ページをお開きください。

療養給付費の見込み増等に伴う予算の増額でございます。特別会計に関するもので、歳出において療養費が見込みを上回ったことから、41億2,498万5,000円を増額し、歳入において市町負担金、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、繰入金をそれぞれ増額しています。

また、歳出4款特別高額医療費共同事業拠出金が見込みを上回ることから、250万円を増額し、歳入において繰入金を増額しています。

23ページには、今回補正を必要とする療養給付費負担金の市町ごとの負担金の内訳を掲載しています。

議案第3号及び議案第4号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五輪清隆君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際には、質疑箇所のページをお示ください。何か質問等ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって議案第2号及び議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第2号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程8「議案第4号及び議案第5号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第4号「平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第5号「平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、一括してご説明いたします。

まず、議案第4号「一般会計予算」について、ご説明をいたします。

白い表紙の定例会議案書45ページをお開きください。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ2億2,749万4,000円とするものでございます。

また、第3条に記載のとおり、一時借入金の限度額は500万円といたしております。

48ページをお開きください。

ここに記載のとおり、財務会計システム機器の賃借について、債務負担行為を設定しております。

歳入歳出の詳細につきましては、緑色の表紙の説明資料によりご説明いたします。

緑色の説明資料26ページ、27ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目の市町負担金は、前年度に比べ753万4,000円の増の2億1,680万6,000円を計上いたしております。これは、広域連合の人件費、事務費等に対する共通経費負担金でございます。

6款2項1目の財政調整基金繰入金1,067万7,000円につきましては、先ほど可決いただきました議案第2号の補正予算に基づき積み立てた金額を取り崩すものでございます。

以上、歳入総額は前年度に比べ713万6,000円増の2億2,749万4,000円でございます。

次に、歳出でございますが、28ページ、29ページをごらんください。

1 款議会費は234万8,000円で、定例会等に伴う報酬、旅費等を計上いたしております。

2 款総務費は2億2,289万円を計上しております。主なものは、1 項1 目の一般管理費で広域連合が直接支給する時間外勤務手当などの職員手当等、一旦、派遣元で支給いただいた給与、手当等について、後に広域連合が負担する人件費負担金、事務室の借上料、事務機器等に係る経費などでございます。

30ページ、31ページをお開きください。

そのほか、2 目運営委員会費、3 目幹事会費、2 項1 目選挙管理委員会費、3 項1 目監査委員費に係る経費をそれぞれ計上いたしております。

以上、歳出総額は前年度に比べ713万1,000円増の2億2,749万4,000円でございます。

以上が、平成31年度一般会計予算でございます。

引き続き、議案第5号「特別会計予算」についてご説明いたします。

白い表紙の定例会議案書73ページをお開きください。

特別会計予算は、歳入歳出それぞれ2,259億2,152万6,000円とするものでございます。

また、第3条に記載のとおり、一時借入金限度額は50億円としております。

説明資料の76ページをお開きください。

ここに記載のとおり、標準システム保守業務委託について、債務負担行為を設定しております。

次に、81ページをお開きください。

歳入の総括表を記載しておりますが、一番下の歳入合計は、前年度に比べ66億330万6,000円の増、率にして3.0%の増でございます。

82ページ、83ページをお開きください。

歳出合計につきましても、歳入と同額を計上いたしております。

増の主な要因は、本年度に実施した標準システムの機器更改に係る経費が皆減となったものの、被保険者数の増加と一人当たり医療費が伸びたことにより、保険給付費について約83億円の増加が見込まれることによるものでございます。

詳細については、緑色の表紙の説明資料によりご説明いたします。

緑色の表紙の説明資料34ページ、35ページをお開きください。

これは特別会計の歳入歳出予算を円グラフで表したものです。

上の歳入のグラフですが、支払基金交付金が39.92%を占めています。これは、国民健康保険や協会けんぽなど、現役世代が加入している医療保険者から徴収する後期高齢者支援金を財源とし、広域連合に交付をされる、いわゆる現役世代からの負担金でございます。

続いて国庫支出金が35.43%、県支出金が8.37%、市町支出金が15.39%となっています。また、市町支出金のうち保険料負担金は、制度の趣旨から言いますと約10%となりますが、保険料軽減等に係る国からの補填等がございますので、実質的には5.39%となっています。

下の歳出のグラフをごらんください。

歳出総額のうち99.46%を保険給付費が占めています。

35ページには、各財源の流れをまとめた表となっておりますので、後ほどご参照ください。

それでは、歳入歳出の主な項目についてご説明いたします。

36ページ、37ページをお開きください。

まず歳入でございますが、1款市町支出金の1項1目事務費負担金は3億3,291万2,000円でございます。これは、保険給付に係る事務費について各市町に負担いただくものでございます。

2目保険料等負担金は、163億5,042万4,000円でございます。前年度に比べ3億9,971万4,000円の増となっておりますが、これは被保険者数の伸びと保険料軽減特例の見直しによるものでございます。

3目療養給付費負担金は180億7,875万5,000円で、これは、保険給付費に係る市町の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の1となっております。

次に、38ページ、39ページをお開きください。

2款国庫支出金でございますが、1項1目療養給付費負担金は542億3,626万4,000円で、これは、国の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の3となっております。

2目高額医療費負担金は8億2,936万7,000円で、レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、この超える額のうち、保険料等で賄うべき部分について4分の1を国が負担するものでございます。

2項1目調整交付金は243億494万4,000円で、広域連合間における財政の不均衡を是正することを目的として交付されるものです。このうち、右のページ説明欄の表に記載のとおり、普通調整交付金が176億8,132万4,000円、特別な場合に交付される特別調整交付金が66億2,362万円でございます。

この特別調整交付金において、議案第1号でご説明いたしました保険料軽減特例見直しを周知するための経費2,991万5,000円に対して、その全額が交付されることとなっております。

2目医療費適正化等推進事業費補助金は、訪問指導事業等に係る事業費補助金で4,410万1,000円でございます。

3目健康診査事業費補助金は、2,965万9,000円でございます。

4目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料軽減措置を実施するために交付されるもので、軽減特例の見直しにより、前年度に比べ2億6,928万8,000円減の6億573万7,000円でご

ざいます。

6目特別高額医療費共同事業費補助金は、特別高額医療費共同事業拠出金に対する国庫補助で1,111万3,000円でございます。

次に、40ページ、41ページをお開きください。

3款県支出金でございますが、1項1目療養給付費負担金は180億7,875万5,000円で、これは保険給付費に係る県の定率負担分で、市町と同様、12分の1の負担割合でございます。

2目高額医療費負担金は、国と同額の8億2,936万7,000円でございます。

4款支払基金交付金は901億8,239万1,000円で、これは国保、健保等現役世代が加入している医療保険者が負担するものでございます。

次に、42ページ、43ページをお開きください。

5款特別高額医療費共同事業交付金は4,742万2,000円で、広域連合の財政リスク緩和のための交付金で、国保中央会の共同事業により交付されるものでございます。

7款繰入金でございますが、2項1目財政調整基金繰入金は17億705万1,000円でございます。

次に、10款諸収入ですが、主なものは、3項4目第三者納付金2億4,924万9,000円でございます。

以上、歳入総額は2,259億1,152万6,000円でございます。

次に、44ページ、45ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、4億3,694万5,000円を計上いたしております。

主なものといたしましては、1項1目一般管理費が2億6,493万1,000円で、共同電算処理手数料や各種給付費の支給決定通知の作成料、郵送料などの医療給付業務、被保険者資格管理業務、保険料賦課業務、標準システムの運用に係る経費などでございます。

次に、46ページ、47ページをお開きください。

2項医療費適正化事業費は、1億7,201万4,000円を計上しております。

その内訳は、1目レセプト点検事業費4,690万6,000円、2目訪問指導事業費は1,119万5,000円で、重複・頻回・多受診者の訪問指導に係る経費でございます。

3目普及啓発事業費は3,380万8,000円で、このうち保険料軽減特例見直しに係る設置広報の経費は2,991万5,000円でございます。

4目懇話会費46万9,000円。

48ページ、49ページでございますが、5目医療費通知事業費は6,441万円で、医療費通知や後発医薬品使用促進に係る経費でございます。

6目第三者行為求償事業費は1,522万6,000円でございます。

次に、2款保険給付費は、2,246億9,507万4,000円を計上しております。対前年比83億2,988万2,000円の増、率にして3.85%の増でございます。

これは先ほど説明いたしましたが、被保険者数の増加が一人当たり医療費が伸びたことにより給付費が伸びたことなどによるものです。

内訳の主なものとしましては、1項1目療養給付費2,150億7,275万3,000円で、これは、右の説明欄に記載のとおり、入院や外来等の医療給付費でございます。

以下、2目訪問看護療養費7億1,200万1,000円、4目移送費415万3,000円。

50ページ、51ページでございますが、5目審査支払手数料5億1,787万6,000円を計上いたしております。

2項高額療養諸費は81億2,829万円、3項その他医療給付費は、葬祭費で2億6,000万円でございます。

52ページ、53ページをお開きください。

次に、4款特別高額医療費共同事業拠出金は4,754万9,000円で、内容は説明欄のとおりでございます。

5款保健事業費は、4億6,664万1,000円を計上いたしております。

1項1目健康診査費は3億2,050万8,000円でその主なものは各市町への健康診査業務委託料でございます。

54ページ、55ページをお開きください。

2目その他健康保持増進費は1億4,613万3,000円で主なものですが、説明欄2のお口いきいき健康支援口腔ケア事業は口の中の健康チェックを行うもので2,000人を見込んでいます。

3、針、きゅう施術助成事業は1件あたり700円の助成を行うものです。

4、糖尿病性腎臓病重症化予防事業は、訪問による栄養指導などを市町に委託して行うものです。

5、多量服薬訪問相談事業は、薬剤師による服薬の訪問相談などを行うものです。

7、訪問口腔保健モデル事業は、在宅要介護者を訪問し、歯科検診やセルフケアの指導を行うものです。

56、57ページでございますが、8、食事支援フレイル予防事業は低栄養防止のために栄養指導などを行うものです。

10、健診医療未受診者調査指導事業は、健康審査や医療機関の受診がない方を調査し、訪問指導などを行うものです。

次に、6款基金積立金は3,400万円で5年後に予定をしています次期標準システム機器更改のための積立金でございます。8款諸支出金は2,457万6,000円を計上いたしております。

58ページ、59ページでございますが、9款予備費は2億1,673万8,000円を計上いたしております。

以上、歳出総額は2,259億2,152万6,000円でございます。

以上が平成31年度特別会計予算でございます。

なお、60ページから68ページまでに参考資料を添付いたしております。

60ページから63ページまでは一般会計及び特別会計の事務費負担金について、市町別に記載しております。

64ページ、65ページは保険料等負担金について、また66ページ、67ページには療養給付費負担金について、それぞれ市町別の一覧表を掲載しております。

また、68ページには本広域連合の財政調整基金の推移見込みを記載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

議案第4号及び議案第5号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（五輪清隆君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示してください。質疑ございませんか。

19番、相浦議員。

○19番（相浦喜代子君）

それでは幾つか質問いたしますが、基本的には5号のほう特別会計のほうの質疑をさせていただきます。

まず、緑の表紙39ページ、歳入部分でございますが、ご説明いただきました特別調整交付金分の原爆、それから被爆体験者の分がございます。当然、自然減の今、人口減が既に行われていますので、当然のことながら被爆者、そして被爆体験者の方も高齢、また死亡がこれから続くかと思うのですが、今回平成31年度ということですけど、長期的に考えてパイは減ってきているんじゃないかと思うのですが、これに伴いまして財政上が悪化してくるということを懸念するのですが、それあたりについて現行はどのような状況か歳入に関してはお尋ねをさせていただきたいと思えます。

歳入と歳出は別々がいいですか。一括でいいですか。2つ以上です。

それでは、歳出部分でご質問をいたします。

総体的なご説明の中で給付費がほぼ99.何%ですかね。占めるということで99.46%を占め、残りの部分で健康増進等ほかの事業費となるわけでございます。その中にありまして、給付費をこ

れからずっと99.4から5、6と上がっていくことを考えますといかに0.5%ぐらいでこの給付費を下げっていくという事業をしなくちゃいけないかということになってくるのだと思います。

そこで55ページ、緑の表紙55ページ、その他健康保持増進事業として幾つかの事業がございます。基本的には介護予防も含めた事業内容ということが必要ではあるかと思しますので、介護保険事業等とのかかわりも出てくると思いますが、この後期高齢の中でも同じように取り組むべきではないかと思えます。

その中での事業として、この多くの事業も当然かかわってくると思うのですが、その中の5番、6番、多量服薬者訪問相談事業、そして服薬適正化事業、それぞれの①は事業内容もほぼわかっておりますが、これ以外の事業をやっぱり続けていくということも必要ではないかと思えます。他県等では節約バックという形で薬剤師会さんたちがお薬をもらうときに、持っていく袋を被保険者さんに無償提供し、それを持っていくことによって多重服薬やそれから飲み残しがないようにされている例も聞いておりますが、ほかの事業、この中でやっていらっしゃるということはありませんでしょうか。重複やそれから飲み残しにかかわる事業を薬剤師会さんと何かご検討なさっていないのか、31年度にそれをされるかどうかというところのお尋ねが1つ。

そして、8番の事業のこのフレイル予防というのは31年度新しく出てきた言葉だと思います。先ほど、経過等の報告事項、ピンクの表紙の中の2ページに懇話会についての主な意見書、第2回がございます。ここで出てきているフレイル、高齢者が急激に体が弱っていくのではなく、栄養が不足したり社会との接点がなくなってきたりと、幾つかの要素によって弱っていくものとございます。

ここは、そのフレイル予防ということで食事支援事業というものが書かれております。その他はもう事務経費となっておりますが、社会の中にどう巻き込むかということが大事ではないかと思えますが、この食事以外に31年度予算の中で、また事業として何かお考えになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（五輪清隆君）

事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただ今の質問について、まず歳入のことをまずお答えさせていただきたいと思えます。

調整交付金の原爆特調、約60億あるんですけども、確かに今言われたように、今後長期的に見ますと、だんだん減っていくということになっていきます。そういう中で、今、この特別調整交付金があることで、ある程度、保険料が抑えられているという点もございます。これが減っていく

と、その分保険料が上がっていくということにもなりかねませんので、やはり、広域連合の運営上の大きな課題だと思っておりますので、保健事業等やる中で、やはり保険給付費を下げるという方法を何とかやりながら、しっかりした財政運営をやって、保険料がなるべく上昇しないように持っていきたいというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（五輪清隆君）

事業課長。

○事業課長（鋤寄雅浩君）

歳出の部分についてご回答します。

まず、緑色の説明資料の55ページの多量服薬者訪問相談事業、それから6番の服薬適正化通知事業、これ以外にも服薬の飲み残し等、そういった部分の事業を平成31年度にする予定があるかということでございますけれども、現在のところはこの5番の多量服薬者訪問相談事業、こちらは30年度まではモデル事業として3年間実施をしておりました。3年間の成果として一定の成果は得ておりますので、モデルという部分はとりまして、31年度についても引き続きこの多量服薬者訪問相談事業を実施したいと考えております。

それから、6番については、服薬の適正化ということですので、これは医療費適正化にもつながる事業にもなりますので、引き続き実施をしたいと考えております。

そのほかにつきましては、次のフレイル予防事業、こちらの部分が1つ、31年度についての新しい事業なんですけれども、このフレイル予防事業は県薬剤師会のほうに委託を考えておまして、30年度まではこれもモデル事業として低栄養防止事業、これを28、29、30と3年間実施しております。

ところが、この事業がやはり成果があらわれておりませんで、30年度においても申し込み者が1名、実施者が1名というようなところで、理由としましては、やはり薬剤師さんが訪問されるわけなんですけれども、どうしても対象者の方が直に訪問する場合、なかなか対応していただけないと。あとはそういう中でケアマネさんとの調整も難しいということで県薬剤師会のほうから、この事業はもう今後無理だというような提案を受けまして、それなら今後どうしましょうかということで協議を持ったところ、やはり薬剤師会さんとしても、後期高齢者の方への支援をやりたいということで、高齢者の食事に目を向けてみようということで、高齢者の食事支援、食事予防事業を、31年度新たに予定しているところでございます。

フレイル予防という括弧でも書いておりますけれども、ここに重点的と言うよりも、30年度ま

でのモデル事業で訪問ができなかった部分を踏まえて、まず医療機関、県薬剤師会の管理栄養士さんたちがまず近隣の医療機関等を訪問して、そこで食事についての健康支援だったり、フレイルのおそれがある方に対して、まず病院を訪問して親近感を持って、フレイル予防について理解をしていただこうと。そういったもので、あわせて食事の支援をしていこうという中で、新たにこの食事支援の事業を考えているところでございます。

それから、このほかの事業といたしましては、先ほど少し相浦議員のほうからもありましたけれども、現在国のほうで言われております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というものがご存じかと思えます。こちらにつきましては、いわゆる医療保険、国保が75歳未満まで、それから75歳以上が後期高齢というようでございます。ここで途絶えているというようなことが、やはり問題となりまして、国のほうでも昨年、有識者会議でまとめられまして、一応今後、介護予防との一体化学業が国のほうから推進をされて、平成32年度からいろんな法の整備とか必要になってくるわけなんですけれども、例えば医療や介護のデータを共有化するとか、それから有識者会議でまとめられましたのが事業の実施については、市町村でやると。

広域連合は何をするかと申しますと、広域連合のほうはこの一体的実施をまずは全体的な調整役に回って、市町が実施をするにあたっては、新たな専門職をまず配置してやっていただきたいということが示されております。その専門職に対して、広域連合が交付金を出そうというところが言われております。

この事業については、来年度、前倒し的にもし今のような体制の中で市町ができるような部分があれば、それらをやっていきたいと考えていることでありますけれども、やはり市町のほうは、ご存じのとおり国保の部分でも一生懸命されておられますので、市町のほうにご迷惑がかからないような形で、十分一緒に話をし合っってそういった一体的実施に向けても進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（五輪清隆君）

19番、相浦議員。

○19番（相浦喜代子君）

わかりましたと言うか、歳入に関してのこの問題については、議案質疑ですので、一般質問に近いかもしれませんが、そろそろ検討しながら中長期的にお考えになっていらっしゃるかなと思ったものですから、ご質問させていただきました。時間はあっという間に過ぎてまいりますので、今後、プロジェクトまで行かないとしても積算をしながら、どの形でどこがレッドラインなのか、イエローライン、レッドラインというところをしながら、じゃあ給付費が本当にこのまま上がっ

てくる。パイは広がっていきますからね。団塊の世代の方たちがどんどん上がってくると、パイは広がってくるわけですから、そこはやっぱりすべきじゃないのかなと思って質問いたしましたので、もし、お考えがあればお答えいただければと思いますけど、中長期的な部分を31年度もうこれからずっと行きますので、お考えいただければと思っておりますのでご質問いたします。

それから、すみません。今度は食事支援については、私は栄養士会っていうんですかね。県の栄養士会さんと連携してするのかなと思っておりましたけど、薬剤師会さんと連携するというところで、今、さっき薬剤師会と言われたものですからその確認が1つです。

それぞれの市町には、食生活改善推進委員さん、通常、食改さんと言われる方がいらっしゃいます。その方たちを発信元にした75歳以上の方の栄養、食生活に対する支援というか研修というか、そういったものもできるのではないかなというふうにもお聞きして思ったところなんですけど、そのかかわり方、市、町とのかかわり方ある程度わかりました。

私は各市町に委託する形で広域の役割は委託をし、それぞれの市町に合ったものがあるのかなというふうにも今のご説明を聞いて思ったところです。

もう1つで言うと、私が質問させていただいた、じゃあ社会の中にここにあるように社会との接点というべきものは何をもってするのか。それは市町にお願いするというのであれば、私ども市では、語らん場事業というので、今、高齢の人たちも入ってきていろいろなお喋りの場所をつくるのか、必要なものは何かということをやっております。そういった介護や国保の中で行われているような市町村の事業に広域も一緒になって入っていくという捉え方でいいのかをもう一度お尋ねいたします。

○議長（五輪清隆君）

事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

まず1点目の原爆の分ですね、再質問ございました。原爆被爆者数というのは、今、平成32年度をピークというふうに我々、今、見ております。そのピークを過ぎますと、数十年かけてだんだん減っていくところまでは、今、事務局としても考えておるところではございますけれども、ただ、具体的にこの数字のシミュレーションというところまでは、行っていないという状況です。

特別調整交付金が減りますと、実はその分、普通調整交付金がふえるという面も若干制度的にはありますので、その辺のふえる減るところも見ながら、あとは全体の被保険者数は伸びていくというところ、給付費が伸びる、そこも含めて、しっかり今後どうなっていくかというのをやっていきたいなということは思っております。

以上でございます。

○議長（五輪清隆君）

事業課長。

○事業課長（鋤寄雅浩君）

まず、先ほど私が答弁いたしました食事支援の部分ですけれども、薬剤師会と申しましたけれども、栄養士会の間違いでございます。大変失礼いたしました。

それから、社会接点の部分でございますけれども、相浦議員おっしゃられたように、事業実施については、やはり市町でやっていただく部分でございますので、そのやり方等については、先ほどの介護予防との一体的実施の部分も、各市町をこれからお邪魔して協議することが出てこようかと思っております。一緒になって、それぞれ含めて検討していきたいと思っております。

○議長（五輪清隆君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

18番、湯田議員。

○18番（湯田清美君）

先ほどの相浦議員の質問ともかぶるところがると思うのですけれども、緑の資料の47ページの訪問指導事業と、あと55ページの5番の多量服薬者訪問相談事業として、服薬適正化通知事業に関する事で、国のほうは今マイナンバー通知の、マイナンバーカードの配布に続いて医療等の分野においても、国民に固有の番号を導入して2020年に本格的運用を開始するという事でわかっています。個人IDについては、2015年の日本再興戦略2015で公的個人認証や個人番号カードなど、マイナンバー制度のインフラを活用して、医療等分野における番号制度を導入するとか、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備して、医療機関の窓口において個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とし、医療等分野の情報連携の共通基盤を構築するとの方向性を示しており、マイナンバーを保険証として利用するという事は、先日、新聞の報道にもあっていましたが、医療分野でこの個人IDの導入によって、これまでに受けた予防接種とか健康健診結果のほか、病歴とか服用中の薬、介護施設で受けたリハビリテーションなどといった医療や介護等に関するサービス利用記録が個人ごとに把握できるようになるとのことです。

医療関係機関との連携が図られると、このような記録が共有されて重複とか頻回受診や、あと

多量服薬者が把握されたりとかで、現在施行されている事業が簡素化されて、医療費の節約になると思いますが、2017年の未来投資戦略2017は、医療 I Dについて2018年度から段階的運用を開始し、2020年度から本格運用を目指すことが示されていますが、長崎県のほうではどのような現状なのか教えてください。

○議長（五輪清隆君）

事業課長。

○事業課長（鋤寄雅浩君）

医療分野における個人 I D、つまり個人単位に被保険者の番号を付けることで、レセプトの過誤請求が減ったり、個人の健診・診療・服薬などの情報を医療機関や薬局などで共有ができるようになります。

医療機関にとっては、過去の診療情報を確認することで対応が円滑となり、退院をした際の無駄な検査、あるいは不必要な多量服薬、重複服薬、あるいは併用が好ましくないような服薬、こういったものの減少が期待をされております。

国としては、湯田議員がおっしゃられましたとおり、未来投資戦略に示す2020年度に個人 I D制度の構築を目指しておりますが、実際には医療現場でデータの利活用が図られるためには、本格稼働後に共有サービスを利用する医療機関や薬局が全国に広がっていくことが重要であると思っております。

本広域連合では、現在、レセプトの情報から重複・頻回受診者や多くの薬を処方されている方を抽出しながら、訪問指導事業、あるいは多量服薬者訪問相談事業などを行っておりますけれども、こうした事業の対象者に対して、個人 I Dが導入され、情報共有が可能となることで適正に診療や服薬が行われることになることから、事業の目的や役割の面から申しますと、将来的にはこうした事業は縮小していくことが考えられるところであります。

このような健康・医療データの利活用は、個人にとっては、適切な診療につながる。自身の健康状態を把握することで生活習慣病の予防に役立つということだけではなく、医療費の適正化にも資する取り組みであると言えます。現段階では、国のほうからは、具体的なものは示されておられませんけれども、国の動向を注視しながらしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（五輪清隆君）

18番、湯田議員。

○18番（湯田清美君）

続いて、再質問なんですけど、今、私たち被保険者番号というものを持っているのですが、この私の保険者番号は保険者ごとに発行されて、結婚とか就職とか転居とか退職などで背景によって加入する保険者がころころ変わります。そのときも保険者番号が変わるんですけども、過去の利用歴が途絶えたりとか、それぞれの保健情報をひもづけするのは、今のところ困難かと思いますが、この医療IDに関しては、過去に保険が変わった人は幾つも保険者番号をひもづけするような番号になるのか、それとも、マイナンバーがそのまま医療IDとして使われるのかちょっとお尋ねしたいのですが、わかるところで結構です。よろしくお願いします。

○議長（五輪清隆君）

保険管理課長。

○保険管理課長（中村浩樹君）

お答えします。おっしゃられるとおりでございますけれども、加入する保険者を何度変更しても、個人ごとに利用記録を追うことができる番号が医療等IDになります。これは2020年度から運用テスト、データ登録が始まります。以前の保険者情報は登録されませんので、過去の保険者の情報は連携はされませんが、今後、未来に向けての保険者が変わっていった場合、その場合には継続的に保険者をひもづけできるIDになるというふうに認識をしております。

○18番（湯田清美君）

わかりました。ありがとうございました。

○議長（五輪清隆君）

よろしいですか。ほかにございせんか。

10番、平野議員。

○10番（平野利和君）

5号案で46ページ、先ほど相浦議員の質問と重なりますが、3目の普及啓発事業費、この中で制度の広報、周知の件で、先ほどパンフレットとか市町の広報紙に掲載するとか、担当者の研修とかいうことの予算が含まれておるようなんですけども、こういう大幅な改定があるときには、我々でもちょっと理解できないことなので、高齢者の方にはもっと理解できないと思うのです。ただ、それを送りつけてこれで理解してくれということだけでは、私はちょっと優しい行政じゃないん

じゃないかなと思っておりますが、もっともっと何か周知の徹底といたしますか、私も自分の市の担当課に話に聞くんですけども、なかなか理解できないのです。だから、その方たちもさっきも何回もなりますけど、高齢者の方が理解していただいて納得していただけるかっていうのはちょっと疑問なんですけど、どういうふうにそこら辺のことはお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（五輪清隆君）

総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

周知につきましては、先ほども申しましたように、担当者会議を開催いたしまして、今度の制度の改正というのが担当部署が多岐にわたっているということで、統一した認識じゃないと説明自体ができないと認識しております。なので、そういうところを深めるためにも、担当者を集めてまして市町のほうでも同一の認識の中で被保険者の方に説明ができるようにということで説明会をしようと思っています。

また、パンフレット等につきましても、国のほうからもありますけれども、独自のほうで高齢者の方が見られてもわかりやすいようなチラシ、パンフレット等を作成したいと考えております。以上です。

○議長（五輪清隆君）

19番、相浦議員。

○19番（相浦喜代子君）

3回目最後でございます。

実は私ども諫早市、大村市、雲仙市、南島原市、そして島原市の県央地区から選出されている議員で勉強会をこの1年の中で2回ほどさせていただきました。その中でさまざまこの後期高齢制度の問題点等を十分わかることができたわけですが、今回の質問はそういったことをやってみて、はじめて私どもがわかったこと、もしかすると多くの参加されている議員の皆様はもう既におわかりなのかもしれませんが、研修の必要性というのを認識いたしました。

これは4号議案、一般会計の部分で議会費というのがあるわけですが、ここには研修については計上がなされておりませんが、この議会の中の研修というものについてはお考えは、議長中心として議運のほうで本来考えられているかもしれませんが、予算として計上されるということはあるのでしょうか。なかったとすると、ぜひ、計上していただいたらいいんじゃないかと思うもの

ですから、私はもうこれで2年で終わりでございまして、きょうは多分最後になると思います。8月のときにはもういませんので、これが最後の質疑になりますのでご答弁をお願いいたします。

○議長（五輪清隆君）

総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

議員さんにおけます視察とか勉強会の話ですけれども、前回の8月定例会において平野議員さんのほうからも、同様に広域連合議員さんたちが共通認識を持って内容の勉強会をしたらどうか、視察をしたらどうかという質問がありました。その中で、全国の広域のほうにもそういう視察があるのかどうかという調査をかけました。しかし、実績があるところはありませんでした。しかし、相浦議員さんも言われたとおり、勉強会とかをしていただいて、同じ保健事業に関しても皆さんが共通認識でできるようなことが大切だろうと思われまますので、今後そういう協議とか視察とかも検討してもいいのかなというふうに考えております。ただ、その旅費とかの経費につきましては、市町の負担となることから、そういうところの協議とかが必要となりますので、こういう視察の内容につきましても、どういう内容がいいのかというのも検討しないといけませんので、その辺を今後ちょっと検討しながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（五輪清隆君）

ほかにはありませんか。

2番、阿部議員。

○2番（阿部豊君）

すみません。私も予算書をよく見比べてなくてわからないところがあったので、基本的なことかもしれないんですけど教えてください。

57ページ、積立金が財政調整基金の積立金ということで、次期標準システム機器更改積立金、目的基金かと思いつながら、3,400万円新年度計上してあるんですけども、事務経費かなと思いつながら、市町負担金は一般会計の事務費的には負担金は753万増で、特別会計の事務負担金の市町負担金は全体として1億2,759万円ということで、どこからこの財源を捻出して積み立てるといふような考えなのか、次期標準システム機器更改積立金ですから、積立金として財調で積み立てるといふことですから、一般的な事務経費だといふような認識で私は感じたんですけども、そのところがどのようになるのかなと。

それで、ちなみに幾らほどの予算を確保するために、何年間で積み立てるといふ計画なのかというふうなのが見えませんでしたので、詳細説明をいただければと。

○議長（五輪清隆君）

総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

基金についてですけれども、まず財源につきましては、市町の負担金になります。特別会計の市町負担金の中の緑の62ページの①です。当該年度に必要な事務費総額3億7,500万、これの中に入っております。この次期標準システム機器更改の積立金でございますが、広域で使用しています資格関係の業務を行う機械があるんですけども、そのシステム自体を今年度更改しております。次、更改するのがまだ5年後ということになりますので、大体必要経費としましては2億9,000万かかります。広域連合と各市町をオンラインでつなげる分ですけれども、その分で今回の機器更改にかかる分が入札差金として約1億2,000万円が入札差金としてありますので、差し引き大体1億7,000万が必要ではないかということで、それを5年間で割りまして1年間で3,400万、その3,400万をそれぞれ事務経費として市町からの負担金の中に計上させてもらっております。

以上です。

○議長（五輪清隆君）

2番、阿部議員。

○2番（阿部豊君）

入札差金ということは、もう入札が終わって債務負担が上がっているということですか。そこがまだちょっとわからない。

○議長（五輪清隆君）

総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

すみません。機器の分につきましては、債務負担ではなくて一括して入札をしております。今回債務負担に上がっているのは、今回機器更改しました分の保守の分の経費ということで、その分を債務負担として計上させてもらっております。

○議長（五輪清隆君）

よろしいですか。ほかにはありませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

それでは、これをもって「議案第4号及び議案第5号」に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず議案第4号「平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

「議案第4号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、「議案第4号」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

「議案第5号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、「議案第5号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程9、選挙第1号「選挙管理委員会の委員及び補充員について」選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により投票による方法と指名推薦の方法がありますが、議長による指名推選の方法でご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推選によって行うことと決定いたしました。

これより、選挙管理委員会の委員について、お手元に配付しております名簿のとおり議長より指名いたします。國弘達夫君、山辺長久君、浦理君、植田光君以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました4名を選挙管理委員会の委員の当選人に決めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、ただいま指名しました國弘達夫君、山辺長久君、浦理君、植田光君が選挙管理委員会の委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会の補充員についてお手元に配付しております名簿のとおり議長より指名いたします。なお、補充の順序については、指名の順序によって定めたいと思います。

西雪晴君、水田大佑君、田中比古右君、西尾弘毅君以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました4人を選挙管理委員会の補充員の当選人に定め、補充の順序は指名の順序とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、ただいま指名いたしました西雪晴君、水田大佑君、田中比古右

君、西尾弘毅君が選挙管理委員会の補充員に当選され、補充の順序は指名の順序のとおり決定されました。

次に、日程10「議会運営委員の選任について」本件につきましては、現在の委員の任期が2月20日をもって満了することから、新たに委員を選任するものであります。

委員の選任につきましては、議会運営委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に、長崎市選出、林広文議員、佐世保市選出、小野原茂議員、松浦市選出、椎山賢治議員、雲仙市選出、平野利和議員、南島原市選出、中村哲康議員、波佐見町選出、今井泰照議員、佐々町選出、阿部豊議員、新上五島町選出、坪井泰助議員、以上のとおり指名いたしたいと存じます。

次に、日程11「議会運営について」を議題といたします。

お諮りいたします。「議会運営について」は議会閉会中の議会運営委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、議会閉会中の議会運営委員会に、「議会運営について」を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他、整理を要するものについては議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

以上をもちまして、今定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて閉会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

＝閉会 午後2時29分＝

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長 五 輪 清 隆

署名議員 坪 井 泰 助

署名議員 湯 田 清 美

平成31年2月定例会

平成31年2月19日（火曜日）午後1時00分開会

長崎県市町村会館6階 大会議室

議事日程

- 日程1 会期について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程5 経過等の報告事項について
- 日程6 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7 平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）
平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）
- 日程8 平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程9 議会運営委員会の委員及び補充員の選挙について
- 日程10 議会運営委員の選任について
- 日程11 議会運営について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	坪井 泰助 君	2番	阿部 豊 君
3番	立石 隆教 君	4番	今井 泰照 君
5番	初手 安幸 君	6番	後城 一雄 君
7番	山上 広信 君	8番	竹中 悟 君
9番	中村 哲康 君	10番	平野 利和 君
11番	朝長 隆洋 君	13番	清水 修 君
14番	初村 久藏 君	17番	野島 進吾 君
18番	湯田 清美 君	19番	相浦 喜代子 君
20番	松井 大助 君	22番	萩原 活 君
25番	山口 まさよし 君	26番	林 広文 君
27番	五輪 清隆 君		

欠席議員（6名）

12番	明石 博文 君	15番	椎山 賢治 君
16番	山田 能新 君	21番	永安 健次 君
23番	小野原 茂 君	24番	後藤 昭彦 君

説明のため出席した者

広域連合長	田上 富久 君	副広域連合長	一瀬 政太 君
副広域連合長	杉澤 泰彦 君	事務局長	赤崎 敏博 君
企画監兼次長	白倉 弘和 君	総務課長	前川 聡明 君
事業課長	鋤寄 雅浩 君	保険管理課長	中村 浩樹 君
医療専門監	山崎 一美 君		

事務局職員出席者

書記 上村 周平 君

＝開会 午後1時00分＝

○議長（五輪清隆君）

皆様、こんにちは。出席議員は定足数に達しております。

これより、平成31年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

初めに、例月出納検査報告につきましては、配付されております報告書のとおりであります。

本件は、地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

日程1「会期について」を議題といたします。

今定例回の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配付のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、会期は1日間と決定いたしました。

日程2「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

日程3「会議録署名議員の指名について」は、1番、坪井泰助議員及び18番、湯田清美議員を指名いたします。

ここで連合長から発言の申し出がっております。連合長。

【田上富久君 登壇】

○連合長（田上富久君）

皆さん、こんにちは。本日は、平成31年第1回長崎県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、国におきましては、昨年12月21日に、平成31年度予算案が閣議決定されました。社会保障関係の予算では、本年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う対応として、診療報酬本体のプラス改定、薬価については実勢価格等を反映し、マイナス改定となりました。

また、後期高齢者医療制度につきましては、制度発足時から継続して実施されてきました所得

が低い人への保険料均等割の軽減特例措置について、これまで全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて、現行制度を維持することと、やむを得ず見直す場合には、低所得者に対する負担軽減策とあわせて実施するとともに、きめ細やかな激変緩和措置を講じるよう要望してまいりましたが、今回、さらなる高齢化が進展する中で、世代間の負担の公平を図る観点等から見直しをすることが決定されました。

この見直しについては、対象となる高齢者への影響をできるだけ少なくするために、見直しの時期が考慮されるなど、低所得者に配慮した内容となっております。

しかしながら、本県におきましては、約半数の被保険者の皆様が負担増となる影響があり、このことを被保険者の皆様にご理解いただくことが何よりも重要と考えますので、国が行う広報と連携をしながら、市町とも協力しながら、丁寧な周知を図りたいと考えております。

今後も、社会保障改革におきましては、給付と負担の見直しとして、後期高齢者の窓口負担のあり方などが検討されています。

また、フレイルなどの高齢者の特性に応じた保健事業を広域連合と市町村の連携のもとで、効果的に展開していくため、必要な法改正が検討されておりました、こうした国の動向に注視をしていかなければならないと考えております。

本日は、軽減特例の見直しに関する条例改正、平成30年度補正予算、平成31年度当初予算等の議案につきまして、提案することといたしております。

よろしくご審議をお願い申し上げますとともに、各議案に対しまして議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、冒頭の私からのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

○議長（五輪清隆君）

次に、日程4「同意議案第1号」を議題といたします。

連合長の説明を求めます。連合長。

【田上富久君 登壇】

○連合長（田上富久君）

同意議案第1号は、副広域連合長の選任につきまして、議会の同意を求めらるものでございます。

広域連合規約第11条第1項及び第13条第4項の規定により、市町の長のうちから2名を選任することとなっております、現在1名欠員となっております。

この副広域連合長として、波佐見町の一瀬政太町長を適任者と認め、選任したいと存じます。

ご同意賜りますよう、よろしく申し上げます。

○議長（五輪清隆君）

これから、同意議案第1号「副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」は、直ちに採決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議がございませんので、採決いたします。

副広域連合長の選任については、原案のとおり一瀬政太君に同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。

よって、同意議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま、選任されました一瀬副広域連合長から発言の申し出がっておりますので、許可いたします。一瀬副広域連合長。

【一瀬政太君 登壇】

○副連合長（一瀬政太君）

皆さん、こんにちは。ただいま、ご推挙いただき副広域連合長に再度選任いただきました波佐見町長の一瀬でございます。

皆さん、どうぞよろしくお願ひいたします。

後期高齢者医療制度につきましては、高齢化、長寿化の進行に伴い、その果たす役割はますます高まっております。

本広域連合におきましても、被保険者の皆様が安心して適切な医療が受けられるよう適正な運営に努めるとともに、保健事業を充実していくことが求められております。

微力ではございますが、田上広域連合長の補佐役として、尽力してまいりたいと存じますので、

議員各位のご指導、ご協力をお願いいたしまして就任のご挨拶とさせていただきます。

今後とも、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（五輪清隆君）

次に、日程5「経過等の報告事項について」事務局の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

総務課長の前川でございます。

私のほうから、お手元にお配りいたしております、ピンクの表紙「経過等の報告事項」について説明をさせていただきます。

1 ページをお開きください。

前回開催の議会定例会、平成30年8月17日以降における広域連合の主要な事項について経過等の報告をさせていただきます。

1、国の医療制度改革の動向について。

平成30年12月21日に平成31年度予算案が閣議決定されました。今回は10月からの消費税率引き上げによるさまざまな対応が盛り込まれ、社会保障関係予算においても診療報酬や薬価等の改正が実施されます。

また、後期高齢者医療制度においては、保険料（均等割）に係る軽減特例、9割軽減及び8.5割軽減について見直しがされました。

今後も骨太の方針2018に掲げられた改革検討項目について、新経済財政再生計画改革工程表に沿って着実に実行するとし、給付と負担のあり方を含め、社会保障の総合的かつ重点的に取り組むべき政策をとりまとめ、早期に改革を具体化するとしております。

2、国に対する要望について。

平成30年11月15日、全国の広域連合で組織する全国高齢者医療広域連合協議会は、社会保障費が国の財政を圧迫していることを踏まえ、後期高齢者医療制度が安定した社会保障制度の運営を行うため、国による積極的な対応及び実現を求める6項目の提案を行い、その要望書を根本厚生労働大臣に提出しました。

なお、要望書につきましては、参考として4ページから8ページに掲載しております。

3、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の改訂について。

本計画は、平成30年度から6カ年を計画期間として、平成30年3月に策定いたしましたが、その後、国から最新の健康寿命が公表され、長崎県においても、健康寿命の目標値を含む健康増進計画の中間見直しが行われました。

この公表にあわせ、本計画におきましても、健康寿命の目標及び目標時期を見直しました。

また、保健事業の訪問指導事業につきましては、評価データの誤りを修正し、目標、評価値を見直しました。

続いて2ページです。

4、懇話会について。

平成30年8月28日に第1回、平成30年12月18日に第2回分を開催しました。

第1回会議では、平成30及び31年度の保険料について、第2次データヘルス計画の見直しについてを議題に、第2回会議では健康寿命の延伸に向けた取り組みについてを議題に説明を行い、委員の皆様からご意見をいただきました。

主な意見は記載のとおりでございます。

経過等の報告事項は以上でございます。

○議長（五輪清隆君）

ただいまの経過報告については、ご了承お願いいたします。

次に、日程6「議案第1号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

白い表紙の議案書は1ページから5ページまで、緑色の表紙の説明資料は1ページから12ページまででございます。

それでは、緑色の表紙の説明資料の2ページをお開きください。

趣旨の欄をごらんください。今回の改正は、制度発足時における暫定的な措置として、国の予算措置により実施されてきました低所得者に対する保険料均等割の軽減特例措置につきまして、世代間の負担の公平を図る観点等から見直されたこと及び保険料の均等割軽減判定に用いる額の改定に伴い、必要な事項を定めようとするものでございます。

具体的には、主な内容欄をごらんください。低所得者に対する均等割軽減特例措置の見直しでございますが、まず9割軽減は、介護保険料軽減拡充及び年金生活者支援給付金の支給が開始されることにあわせて、平成31年（2019年）10月から本則である7割軽減に戻します。ただし、年度を通して保険料率を同一にする必要があることから、年間保険料は通年では8割軽減ということになります。

8.5割軽減は年金生活者支援給付金等のない低所得者であること等を踏まえ、激変緩和の観点から、平成31年（2019年）10月から1年間は現行どおり8.5割軽減とし、平成32年（2020年）10月から本則である7割軽減に戻します。ただし、こちらも年間保険料は、通年では7.75割軽減ということになります。

資料7ページをお開きください。

この7ページの図は、低所得の負担がどうなるかをイメージとして表わしたもので、夫婦2人世帯、配偶者が公的年金収入80万円以下という場合を例にしています。

ページの中ほどに9割軽減、8.5割軽減と記載しておりますが、これが低所得者に対する軽減特例で、9割軽減の方の現行の保険料は年に4,500円で、その対象者は約6万人です。

一方、8.5割軽減の方の現行の保険料は、年に6,800円で、その対象者は約4万8,000人です。この9割軽減が平成31年（2019年）10月から7割軽減に、8.5割軽減が平成32年（2020年）10月から7割軽減となります。

このときに、9割軽減者は介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給があることで、軽減特例がなくなっても全体としては負担減ということになります。

一方、8.5割軽減者は、年金生活者支援給付金の支給対象ではなく、その方の世帯の収入によって介護保険料の軽減がある方とない方がいますので、全体で見ると負担減になる場合と負担増になる場合があります。

次に、8ページをごらんください。

これは、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しという資料でございますが、これは前回、平成29年度に所得割や元被扶養者の軽減特例が見直された際の内容を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、9ページをごらんください。

ここに、今回の軽減特例見直しによる影響につきまして、市町ごとの対象者数及び影響額を年度別に記載をしております。

まず、平成31年度（2019年度）ですが、表の一番上の欄に記載しておりますが、10月から7割軽減となるというのは、年間を通してみると均等割額9割軽減を8割軽減に縮小、均等割額8.5割軽減変更なしということになります。

市町名の欄のすぐ右側の9割軽減から8割軽減になる方と記載している欄につきましては、見直しにより4,500円から4,600円増の9,100円になる方で、合計で、一番下ですが5万9,928人と見込んでいます。

8.5割軽減は、引き続き軽減がありますので、平成31年度においても平成30年度と同額となる方で、合計では4万7,836人と見込んでおります。

その右側の欄が見直しの影響額で、9割軽減が8割軽減になる影響額の欄ですが、合計で、一番下ですが約2億7,560万円の保険料の負担増と見込んでおります。

その右の8.5割軽減欄は、影響額がゼロで、影響額の合計は約2億7,560万円となります。

次に、10ページをごらんください。

平成32年度(2020年度)ですが、表の一番上の欄に記載しておりますが、年間を通してみると、均等割額8割軽減を7割軽減に縮小、均等割額8.5割軽減を7.75割軽減に縮小ということになります。

市町名の欄のすぐ右側の8割軽減から7割軽減になる方の欄につきましては、見直しにより9,100円から4,600円増の1万3,700円になるからで、合計で5万9,764人と見込んでいます。

その右の欄の8.5割軽減から7.75割軽減になる方は、見直しにより6,800円から3,500円増の1万300円になる方で、合計で4万7,694人と見込んでいます。

その右の欄の8割軽減が7割軽減になる影響額として、合計で約2億7,490万円の保険料の負担増と見込んでおります。

その右の8.5割軽減が7.75割軽減になる影響額の欄ですが、合計で約1億6,690万円の保険料の負担増と見込んでおり、影響額の合計では約4億4,180万円となります。

次に11ページをごらんください。

平成33年度(2021年度)ですが、表の一番上の欄に記載しておりますが、年間を通してみると均等割額7.75割軽減を7割軽減に縮小となります。

市町名の欄のすぐ右側の7割軽減の方の欄はすでに、見直しが終わっており、その右の7.75割軽減から7割軽減になる方の欄につきましては、見直しにより1万300円から3,400円増の1万3,700円になる方で、合計で4万7,546人と見込んでいます。

その右側の欄ですが、7割軽減の欄は変更がなく、影響額がゼロで、その右の7.75割軽減が7割軽減になる影響額の欄ですが、合計で約1億6,160万円の保険料の負担増となり、影響額の合計も同額でございます。

次に、12ページをお開きください。

今回の見直しに係る周知広報でございます。今回の保険料軽減特例の見直しにつきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、保険料の負担増となる被保険者が多く、影響が大きいため、ご理解をいただくよう国が行う広報と連携し、市町などと協力をしまして、丁寧な周知広報を行いたいと考えております。

まず、(1)住民全般に対する広報といたしまして、広域連合及び市町のホームページに掲載するとともに、市町の広報誌への掲載をお願いしております。

また、厚生労働省からポスター及びリーフレットが配布されることとなっておりますので、窓

口等で活用することとしております。

次に、(2)被保険者への周知といたしまして、まず5月に広域連合から全被保険者にリーフレットを郵送したいと考えております。このリーフレットを郵送する際に、平成31年度の保険料が増額になる方に対し、保険料増額のお知らせを同封することとしております。さらに、7月に発送する平成31年度(2019年度)保険料決定通知書にリーフレットを同封し、全被保険者に改めて周知を図りたいと考えております。

なお、これら周知に要する経費につきましては、後ほどご審議いただく平成31年度の特別会計予算に計上しておりますので、よろしく願いいたします。

説明資料の3ページにお戻りください。

次に、政令改正に伴う均等割軽減判定に用いる額の改定につきましては、均等割5割軽減及び2割軽減を受けている被保険者が物価上昇の影響により軽減対象から外れないようにするために、所得基準額を引き上げようとするもので、5割軽減については5,000円引き上げ28万円に、2割軽減については1万円引き上げ51万円にする予定であります。

説明資料4ページから6ページまでに、条例の新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照ください。

議案第1号の説明は、以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(五輪清隆君)

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示しく下さい。質問のある方、挙手をお願いいたします。19番、相浦議員。

○19番(相浦喜代子君)

それでは今、ご説明いただいた分、緑の表紙、ページ12ページに、周知広報については詳しくご説明いただいたところではございますが、それぞれの市町の高齢化の窓口という形での説明を、地域のそれぞれ、市民の皆様、町民の皆様なされたと思いますが、具体的に市町におもむいて打ち合わせをするのか、一度、要は担当者の方にこちらに来ていただいて、この周知に対する共通認識というものを持たれる必要があるかと思うんですが、具体的にはどのような計画をお考えなのか、予算のほうでするのがいいのかもしれませんが、今お聞きしてよければと思います。

○議長(五輪清隆君)

総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

お答えいたします。

国のほうから、2月の7日の日に配付資料とかのリーフレットとか参考資料というのを、まだ未定稿ではありますが、送られてきております。それを受けまして、広域連合のほうでは3月の14日の日に各市町の担当者の方を集めて説明会をしようと思っております。

○議長（五輪清隆君）

よろしいですか。ほかにありませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ほかになければ、これをもって議案第1号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ありませんか。なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、日程7「議案第2号及び議案第3号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第2号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第3号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別

会計補正予算（第1号）」について、一括してご説明いたします。

まず、白い表紙の定例会議案書9ページをお開きください。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1,067万7,000円を増額補正し、歳入歳出予算を2億3,104万円とするものでございます。

なお、各科目につきましては、10ページ、11ページに記載のとおりでございます。

次に、25ページをお開きください。

特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ128億9,187万5,000円を増額補正し、歳入歳出予算を2,322億1,009万5,000円とするものでございます。

なお、各科目につきましては、26、27ページに記載のとおりでございます。

補正の主な項目について、緑色の表紙の説明資料によりご説明をいたします。緑色の表紙の説明資料の14ページから18ページまでが見積総括表でございますが、本日は、補正予算概要図によりまして順番に説明をします。

緑色の説明資料の20ページ、21ページをお開きください。

補正の内容といたしましては、平成29年度の決算剰余金と保険給付費の増額を行うものでございます。

また、上の図が一般会計でございます。

平成29年度の決算剰余金1,067万7,000円を7款繰越金として歳入に受け入れ、同額を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

次に、下の図が特別会計でございます。

まず、平成29年度の決算剰余金のうち、当初予算計上分を差し引いた102億8,383万3,000円を8款繰越金として歳入に受け入れます。

この繰越金の中には、国、支払基金及び市町に対しての精算返還を要する100億6,617万7,000円が含まれております。このうち、支払基金と市町への精算返還は平成30年度中に受け入れる金額との間で相殺処理を行いますが、国の精算返還は、21ページに矢印が伸びていますとおり、歳出、8款諸支出金として、85億4,573万4,000円を予算計上し、返還することとなります。

また、20ページ中ほどの8款繰越金のうち、要精算額を除いた純剰余額2億1,765万6,000円は、事務費相当分3,841万6,000円と、保険給付費相当分1億7,924万円であり、財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

次に、22ページをお開きください。

療養給付費の見込み増等に伴う予算の増額でございます。特別会計に関するもので、歳出において療養費が見込みを上回ったことから、41億2,498万5,000円を増額し、歳入において市町負担金、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、繰入金をそれぞれ増額しています。

また、歳出4款特別高額医療費共同事業拠出金が見込みを上回ることから、250万円を増額し、歳入において繰入金を増額しています。

23ページには、今回補正を必要とする療養給付費負担金の市町ごとの負担金の内訳を掲載しています。

議案第3号及び議案第4号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（五輪清隆君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際には、質疑箇所のページをお示しく下さい。何か質問等ございませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって議案第2号及び議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより、議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず、議案第2号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成30年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程8「議案第4号及び議案第5号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただいま上程されました議案第4号「平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第5号「平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、一括してご説明いたします。

まず、議案第4号「一般会計予算」について、ご説明をいたします。

白い表紙の定例会議案書45ページをお開きください。

一般会計予算は、歳入歳出それぞれ2億2,749万4,000円とするものでございます。

また、第3条に記載のとおり、一時借入金の限度額は500万円といたしております。

48ページをお開きください。

ここに記載のとおり、財務会計システム機器の賃借について、債務負担行為を設定しております。

歳入歳出の詳細につきましては、緑色の表紙の説明資料によりご説明いたします。

緑色の説明資料26ページ、27ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目の市町負担金は、前年度に比べ753万4,000円の増の2億1,680万6,000円を計上いたしております。これは、広域連合の人件費、事務費等に対する共通経費負担金でございます。

6款2項1目の財政調整基金繰入金1,067万7,000円につきましては、先ほど可決いただきました議案第2号の補正予算に基づき積み立てた金額を取り崩すものでございます。

以上、歳入総額は前年度に比べ713万6,000円増の2億2,749万4,000円でございます。

次に、歳出でございますが、28ページ、29ページをごらんください。

1 款議会費は234万8,000円で、定例会等に伴う報酬、旅費等を計上いたしております。

2 款総務費は2億2,289万円を計上しております。主なものは、1 項1 目の一般管理費で広域連合が直接支給する時間外勤務手当などの職員手当等、一旦、派遣元で支給いただいた給与、手当等について、後に広域連合が負担する人件費負担金、事務室の借上料、事務機器等に係る経費などでございます。

30ページ、31ページをお開きください。

そのほか、2 目運営委員会費、3 目幹事会費、2 項1 目選挙管理委員会費、3 項1 目監査委員費に係る経費をそれぞれ計上いたしております。

以上、歳出総額は前年度に比べ713万1,000円増の2億2,749万4,000円でございます。

以上が、平成31年度一般会計予算でございます。

引き続き、議案第5号「特別会計予算」についてご説明いたします。

白い表紙の定例会議案書73ページをお開きください。

特別会計予算は、歳入歳出それぞれ2,259億2,152万6,000円とするものでございます。

また、第3条に記載のとおり、一時借入金限度額は50億円としております。

説明資料の76ページをお開きください。

ここに記載のとおり、標準システム保守業務委託について、債務負担行為を設定しております。

次に、81ページをお開きください。

歳入の総括表を記載しておりますが、一番下の歳入合計は、前年度に比べ66億330万6,000円の増、率にして3.0%の増でございます。

82ページ、83ページをお開きください。

歳出合計につきましても、歳入と同額を計上いたしております。

増の主な要因は、本年度に実施した標準システムの機器更改に係る経費が皆減となったものの、被保険者数の増加と一人当たり医療費が伸びたことにより、保険給付費について約83億円の増加が見込まれることによるものでございます。

詳細については、緑色の表紙の説明資料によりご説明いたします。

緑色の表紙の説明資料34ページ、35ページをお開きください。

これは特別会計の歳入歳出予算を円グラフで表したものです。

上の歳入のグラフですが、支払基金交付金が39.92%を占めています。これは、国民健康保険や協会けんぽなど、現役世代が加入している医療保険者から徴収する後期高齢者支援金を財源とし、広域連合に交付をされる、いわゆる現役世代からの負担金でございます。

続いて国庫支出金が35.43%、県支出金が8.37%、市町支出金が15.39%となっています。また、市町支出金のうち保険料負担金は、制度の趣旨から言いますと約10%となりますが、保険料軽減等に係る国からの補填等がございますので、実質的には5.39%となっています。

下の歳出のグラフをごらんください。

歳出総額のうち99.46%を保険給付費が占めています。

35ページには、各財源の流れをまとめた表となっておりますので、後ほどご参照ください。

それでは、歳入歳出の主な項目についてご説明いたします。

36ページ、37ページをお開きください。

まず歳入でございますが、1款市町支出金の1項1目事務費負担金は3億3,291万2,000円でございます。これは、保険給付に係る事務費について各市町に負担いただくものでございます。

2目保険料等負担金は、163億5,042万4,000円でございます。前年度に比べ3億9,971万4,000円の増となっておりますが、これは被保険者数の伸びと保険料軽減特例の見直しによるものでございます。

3目療養給付費負担金は180億7,875万5,000円で、これは、保険給付費に係る市町の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の1となっております。

次に、38ページ、39ページをお開きください。

2款国庫支出金でございますが、1項1目療養給付費負担金は542億3,626万4,000円で、これは、国の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の3となっております。

2目高額医療費負担金は8億2,936万7,000円で、レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、この超える額のうち、保険料等で賄うべき部分について4分の1を国が負担するものでございます。

2項1目調整交付金は243億494万4,000円で、広域連合間における財政の不均衡を是正することを目的として交付されるものです。このうち、右のページ説明欄の表に記載のとおり、普通調整交付金が176億8,132万4,000円、特別な場合に交付される特別調整交付金が66億2,362万円でございます。

この特別調整交付金において、議案第1号でご説明いたしました保険料軽減特例見直しを周知するための経費2,991万5,000円に対して、その全額が交付されることとなっております。

2目医療費適正化等推進事業費補助金は、訪問指導事業等に係る事業費補助金で4,410万1,000円でございます。

3目健康診査事業費補助金は、2,965万9,000円でございます。

4目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、保険料軽減措置を実施するために交付されるもので、軽減特例の見直しにより、前年度に比べ2億6,928万8,000円減の6億573万7,000円でご

ざいます。

6目特別高額医療費共同事業費補助金は、特別高額医療費共同事業拠出金に対する国庫補助で1,111万3,000円でございます。

次に、40ページ、41ページをお開きください。

3款県支出金でございますが、1項1目療養給付費負担金は180億7,875万5,000円で、これは保険給付費に係る県の定率負担分で、市町と同様、12分の1の負担割合でございます。

2目高額医療費負担金は、国と同額の8億2,936万7,000円でございます。

4款支払基金交付金は901億8,239万1,000円で、これは国保、健保等現役世代が加入している医療保険者が負担するものでございます。

次に、42ページ、43ページをお開きください。

5款特別高額医療費共同事業交付金は4,742万2,000円で、広域連合の財政リスク緩和のための交付金で、国保中央会の共同事業により交付されるものでございます。

7款繰入金でございますが、2項1目財政調整基金繰入金は17億705万1,000円でございます。

次に、10款諸収入ですが、主なものは、3項4目第三者納付金2億4,924万9,000円でございます。

以上、歳入総額は2,259億1,152万6,000円でございます。

次に、44ページ、45ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

1款総務費は、4億3,694万5,000円を計上いたしております。

主なものといたしましては、1項1目一般管理費が2億6,493万1,000円で、共同電算処理手数料や各種給付費の支給決定通知の作成料、郵送料などの医療給付業務、被保険者資格管理業務、保険料賦課業務、標準システムの運用に係る経費などでございます。

次に、46ページ、47ページをお開きください。

2項医療費適正化事業費は、1億7,201万4,000円を計上しております。

その内訳は、1目レセプト点検事業費4,690万6,000円、2目訪問指導事業費は1,119万5,000円で、重複・頻回・多受診者の訪問指導に係る経費でございます。

3目普及啓発事業費は3,380万8,000円で、このうち保険料軽減特例見直しに係る設置広報の経費は2,991万5,000円でございます。

4目懇話会費46万9,000円。

48ページ、49ページでございますが、5目医療費通知事業費は6,441万円で、医療費通知や後発医薬品使用促進に係る経費でございます。

6目第三者行為求償事業費は1,522万6,000円でございます。

次に、2款保険給付費は、2,246億9,507万4,000円を計上しております。対前年比83億2,988万2,000円の増、率にして3.85%の増でございます。

これは先ほど説明いたしました、被保険者数の増加が一人当たり医療費が伸びたことにより給付費が伸びたことなどによるものです。

内訳の主なものとしましては、1項1目療養給付費2,150億7,275万3,000円で、これは、右の説明欄に記載のとおり、入院や外来等の医療給付費でございます。

以下、2目訪問看護療養費7億1,200万1,000円、4目移送費415万3,000円。

50ページ、51ページでございますが、5目審査支払手数料5億1,787万6,000円を計上いたしております。

2項高額療養諸費は81億2,829万円、3項その他医療給付費は、葬祭費で2億6,000万円でございます。

52ページ、53ページをお開きください。

次に、4款特別高額医療費共同事業拠出金は4,754万9,000円で、内容は説明欄のとおりでございます。

5款保健事業費は、4億6,664万1,000円を計上いたしております。

1項1目健康診査費は3億2,050万8,000円でその主なものは各市町への健康診査業務委託料でございます。

54ページ、55ページをお開きください。

2目その他健康保持増進費は1億4,613万3,000円で主なものですが、説明欄2のお口いきいき健康支援口腔ケア事業は口の中の健康チェックを行うもので2,000人を見込んでいます。

3、針、きゅう施術助成事業は1件あたり700円の助成を行うものです。

4、糖尿病性腎臓病重症化予防事業は、訪問による栄養指導などを市町に委託して行うものです。

5、多量服薬訪問相談事業は、薬剤師による服薬の訪問相談などを行うものです。

7、訪問口腔保健モデル事業は、在宅要介護者を訪問し、歯科検診やセルフケアの指導を行うものです。

56、57ページでございますが、8、食事支援フレイル予防事業は低栄養防止のために栄養指導などを行うものです。

10、健診医療未受診者調査指導事業は、健康審査や医療機関の受診がない方を調査し、訪問指導などを行うものです。

次に、6款基金積立金は3,400万円で5年後に予定をしています次期標準システム機器更改のための積立金でございます。8款諸支出金は2,457万6,000円を計上いたしております。

58ページ、59ページでございますが、9款予備費は2億1,673万8,000円を計上いたしております。

以上、歳出総額は2,259億2,152万6,000円でございます。

以上が平成31年度特別会計予算でございます。

なお、60ページから68ページまでに参考資料を添付いたしております。

60ページから63ページまでは一般会計及び特別会計の事務費負担金について、市町別に記載しております。

64ページ、65ページは保険料等負担金について、また66ページ、67ページには療養給付費負担金について、それぞれ市町別の一覧表を掲載しております。

また、68ページには本広域連合の財政調整基金の推移見込みを記載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

議案第4号及び議案第5号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（五輪清隆君）

それでは、議案に対する質疑を行います。なお、質疑の際は質疑箇所のページをお示してください。質疑ございませんか。

19番、相浦議員。

○19番（相浦喜代子君）

それでは幾つか質問いたしますが、基本的には5号のほう特別会計のほうの質疑をさせていただきます。

まず、緑の表紙39ページ、歳入部分でございますが、ご説明いただきました特別調整交付金分の原爆、それから被爆体験者の分がございます。当然、自然減の今、人口減が既に行われていますので、当然のことながら被爆者、そして被爆体験者の方も高齢、また死亡がこれから続くかと思うのですが、今回平成31年度ということですけど、長期的に考えてパイは減ってきているんじゃないかと思うのですが、これに伴いまして財政上が悪化してくるということを懸念するのですが、それあたりについて現行はどのような状況か歳入に関してはお尋ねをさせていただきたいと思えます。

歳入と歳出は別々がいいですか。一括でいいですか。2つ以上です。

それでは、歳出部分でご質問をいたします。

総体的なご説明の中で給付費がほぼ99.何%ですかね。占めるということで99.46%を占め、残りの部分で健康増進等ほかの事業費となるわけでございます。その中にありまして、給付費をこ

れからずっと99.4から5、6と上がっていくことを考えますといかに0.5%ぐらいでこの給付費を下げっていくという事業をしなくちゃいけないかということになってくるのだと思います。

そこで55ページ、緑の表紙55ページ、その他健康保持増進事業として幾つかの事業がございます。基本的には介護予防も含めた事業内容ということが必要ではあるかと思しますので、介護保険事業等とのかかわりも出てくると思いますが、この後期高齢の中でも同じように取り組むべきではないかと思えます。

その中の事業として、この多くの事業も当然かかわってくると思うのですが、その中の5番、6番、多量服薬者訪問相談事業、そして服薬適正化事業、それぞれの①は事業内容もほぼわかっておりますが、これ以外の事業をやっぱり続けていくということも必要ではないかと思えます。他県等では節約バックという形で薬剤師会さんたちがお薬をもらうときに、持っていく袋を被保険者さんに無償提供し、それを持っていくことによって多重服薬やそれから飲み残しがないようにされている例も聞いておりますが、ほかの事業、この中でやっていらっしゃるということはありませんでしょうか。重複やそれから飲み残しにかかわる事業を薬剤師会さんと何かご検討なさっていないのか、31年度にそれをされるかどうかというところのお尋ねが1つ。

そして、8番の事業のこのフレイル予防というのは31年度新しく出てきた言葉だと思います。先ほど、経過等の報告事項、ピンクの表紙の中の2ページに懇話会についての主な意見書、第2回がございます。ここで出てきているフレイル、高齢者が急激に体が弱っていくのではなく、栄養が不足したり社会との接点がなくなってきたりと、幾つかの要素によって弱っていくものとございます。

ここは、そのフレイル予防ということで食事支援事業というものが書かれております。その他はもう事務経費となっておりますが、社会の中にどう巻き込むかということが大事ではないかと思えますが、この食事以外に31年度予算の中で、また事業として何かお考えになっているのかをお尋ねいたします。

○議長（五輪清隆君）

事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

ただ今の質問について、まず歳入のことをまずお答えさせていただきたいと思えます。

調整交付金の原爆特調、約60億あるんですけども、確かに今言われたように、今後長期的に見ますと、だんだん減っていくということになっていきます。そういう中で、今、この特別調整交付金があることで、ある程度、保険料が抑えられているという点もございます。これが減っていく

と、その分保険料が上がっていくということにもなりかねませんので、やはり、広域連合の運営上の大きな課題だと思っておりますので、保健事業等やる中で、やはり保険給付費を下げるという方法を何とかやりながら、しっかりした財政運営をやって、保険料がなるべく上昇しないように持っていきたいというふうには思っています。

以上でございます。

○議長（五輪清隆君）

事業課長。

○事業課長（鋤寄雅浩君）

歳出の部分についてご回答します。

まず、緑色の説明資料の55ページの多量服薬者訪問相談事業、それから6番の服薬適正化通知事業、これ以外にも服薬の飲み残し等、そういった部分の事業を平成31年度にする予定があるかということでございますけれども、現在のところはこの5番の多量服薬者訪問相談事業、こちらは30年度まではモデル事業として3年間実施をしておりました。3年間の成果として一定の成果は得ておりますので、モデルという部分はとりまして、31年度についても引き続きこの多量服薬者訪問相談事業を実施したいと考えております。

それから、6番については、服薬の適正化ということですので、これは医療費適正化にもつながる事業にもなりますので、引き続き実施をしたいと考えております。

そのほかにつきましては、次のフレイル予防事業、こちらの部分が1つ、31年度についての新しい事業なんですけれども、このフレイル予防事業は県薬剤師会のほうに委託を考えておまして、30年度まではこれもモデル事業として低栄養防止事業、これを28、29、30と3年間実施しております。

ところが、この事業がやはり成果があらわれておりませんで、30年度においても申し込み者が1名、実施者が1名というようなところで、理由としましては、やはり薬剤師さんが訪問されるわけなんですけれども、どうしても対象者の方が直に訪問する場合、なかなか対応していただけないと。あとはそういう中でケアマネさんとの調整も難しいということで県薬剤師会のほうから、この事業はもう今後無理だというような提案を受けまして、それなら今後どうしましょうかということで協議を持ったところ、やはり薬剤師会さんとしても、後期高齢者の方への支援をやりたいということで、高齢者の食事に目を向けてみようということで、高齢者の食事支援、食事予防事業を、31年度新たに予定しているところでございます。

フレイル予防という括弧でも書いておりますけれども、ここに重点的と言うよりも、30年度ま

でのモデル事業で訪問ができなかった部分を踏まえて、まず医療機関、県薬剤師会の管理栄養士さんたちがまず近隣の医療機関等を訪問して、そこで食事についての健康支援だったり、フレイルのおそれがある方に対して、まず病院を訪問して親近感を持って、フレイル予防について理解をしていただこうと。そういったもので、あわせて食事の支援をしていこうという中で、新たにこの食事支援の事業を考えているところでございます。

それから、このほかの事業といたしましては、先ほど少し相浦議員のほうからもありましたけれども、現在国のほうで言われております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施というものがご存じかと思えます。こちらにつきましては、いわゆる医療保険、国保が75歳未満まで、それから75歳以上が後期高齢というようでございます。ここで途絶えているというようなことが、やはり問題となりまして、国のほうでも昨年、有識者会議でまとめられまして、一応今後、介護予防との一体化作業が国のほうから推進をされて、平成32年度からいろんな法の整備とか必要になってくるわけなんですけれども、例えば医療や介護のデータを共有化するとか、それから有識者会議でまとめられましたのが事業の実施については、市町村でやると。

広域連合は何をするかと申しますと、広域連合のほうはこの一体的実施をまずは全体的な調整役に回って、市町が実施をするにあたっては、新たな専門職をまず配置してやっていただきたいということが示されております。その専門職に対して、広域連合が交付金を出そうというところが言われております。

この事業については、来年度、前倒し的にもし今のような体制の中で市町ができるような部分があれば、それらをやっていきたいと考えていることでありますけれども、やはり市町のほうは、ご存じのとおり国保の部分でも一生懸命されておられますので、市町のほうにご迷惑がかからないような形で、十分一緒に話をし合っってそういった一体的実施に向けても進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（五輪清隆君）

19番、相浦議員。

○19番（相浦喜代子君）

わかりましたと言うか、歳入に関してのこの問題については、議案質疑ですので、一般質問に近いかもしれませんが、そろそろ検討しながら中長期的にお考えになっていらっしゃるかなと思ったものですから、ご質問させていただきました。時間はあっという間に過ぎてまいりますので、今後、プロジェクトまで行かないとしても積算をしながら、どの形でどこがレッドラインなのか、イエローライン、レッドラインというところをしながら、じゃあ給付費が本当にこのまま上がっ

てくる。パイは広がっていきますからね。団塊の世代の方たちがどんどん上がってくると、パイは広がってくるわけですから、そこはやっぱりすべきじゃないのかなと思って質問いたしましたので、もし、お考えがあればお答えいただければと思いますけど、中長期的な部分を31年度もうこれからずっと行きますので、お考えいただければと思っておりますのでご質問いたします。

それから、すみません。今度は食事支援については、私は栄養士会っていうんですかね。県の栄養士会さんと連携してするのかなと思っておりましたけど、薬剤師会さんと連携するというところで、今、さっき薬剤師会と言われたものですからその確認が1つです。

それぞれの市町には、食生活改善推進委員さん、通常、食改さんと言われる方がいらっしゃいます。その方たちを発信元にした75歳以上の方の栄養、食生活に対する支援というか研修とか、そういったものもできるのではないかなというふうにもお聞きして思ったところなんですけど、そのかかわり方、市、町とのかかわり方ある程度わかりました。

私は各市町に委託する形で広域の役割は委託をし、それぞれの市町に合ったものがあるのかなというふうに今のご説明を聞いて思ったところです。

もう1つで言うと、私が質問させていただいた、じゃあ社会の中にここにあるように社会との接点というべきものは何をもってするのか。それは市町にお願いするというのであれば、私どもの市では、語らん場事業というので、今、高齢の人たちも入ってきていろいろなお喋りの場所をつくるのか、必要なものは何かということをやっております。そういった介護や国保の中で行われているような市町村の事業に広域も一緒になって入っていくという捉え方でいいのかをもう一度お尋ねいたします。

○議長（五輪清隆君）

事務局長。

○事務局長（赤崎敏博君）

まず1点目の原爆の分ですね、再質問ございました。原爆被爆者数というのは、今、平成32年度をピークというふうに我々、今、見ております。そのピークを過ぎますと、数十年かけてだんだん減っていくところまでは、今、事務局としても考えておるところではございますけれども、ただ、具体的にこの数字のシミュレーションというところまでは、行っていないという状況です。

特別調整交付金が減りますと、実はその分、普通調整交付金がふえるという面も若干制度的にはありますので、その辺のふえる減るところも見ながら、あとは全体の被保険者数は伸びていくというところ、給付費が伸びる、そこも含めて、しっかり今後どうなっていくかというのをやっていきたいなということは思っております。

以上でございます。

○議長（五輪清隆君）

事業課長。

○事業課長（鋤寄雅浩君）

まず、先ほど私が答弁いたしました食事支援の部分ですけれども、薬剤師会と申しましたけれども、栄養士会の間違いでございます。大変失礼いたしました。

それから、社会接点の部分でございますけれども、相浦議員おっしゃられたように、事業実施については、やはり市町でやっていただく部分でございますので、そのやり方等については、先ほどの介護予防との一体的実施の部分も、各市町をこれからお邪魔して協議することが出てこようかと思えます。一緒になって、それぞれ含めて検討していきたいと思っております。

○議長（五輪清隆君）

よろしいですか。ほかにございませんか。

18番、湯田議員。

○18番（湯田清美君）

先ほどの相浦議員の質問ともかぶるところがると思うのですけれども、緑の資料の47ページの訪問指導事業と、あと55ページの5番の多量服薬者訪問相談事業として、服薬適正化通知事業に関する事で、国のほうは今マイナンバー通知の、マイナンバーカードの配布に続いて医療等の分野においても、国民に固有の番号を導入して2020年に本格的運用を開始するという事でわかっています。個人IDについては、2015年の日本再興戦略2015で公的個人認証や個人番号カードなど、マイナンバー制度のインフラを活用して、医療等分野における番号制度を導入するとか、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備して、医療機関の窓口において個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とし、医療等分野の情報連携の共通基盤を構築するとの方向性を示しており、マイナンバーを保険証として利用するという事は、先日、新聞の報道にもあっていましたが、医療分野でこの個人IDの導入によって、これまでに受けた予防接種とか健康健診結果のほか、病歴とか服用中の薬、介護施設で受けたリハビリテーションなどといった医療や介護等に関するサービス利用記録が個人ごとに把握できるようになるとのことです。

医療関係機関との連携が図られると、このような記録が共有されて重複とか頻回受診や、あと

多量服薬者が把握されたりとかで、現在施行されている事業が簡素化されて、医療費の節約になると思いますが、2017年の未来投資戦略2017は、医療 I D について2018年度から段階的運用を開始し、2020年度から本格運用を目指すことが示されていますが、長崎県のほうではどのような現状なのか教えてください。

○議長（五輪清隆君）

事業課長。

○事業課長（鋤寄雅浩君）

医療分野における個人 I D、つまり個人単位に被保険者の番号を付けることで、レセプトの過誤請求が減ったり、個人の健診・診療・服薬などの情報を医療機関や薬局などで共有ができるようになります。

医療機関にとっては、過去の診療情報を確認することで対応が円滑となり、退院をした際の無駄な検査、あるいは不必要な多量服薬、重複服薬、あるいは併用が好ましくないような服薬、こういったものの減少が期待をされております。

国としては、湯田議員がおっしゃられましたとおり、未来投資戦略に示す2020年度に個人 I D 制度の構築を目指しておりますが、実際には医療現場でデータの利活用が図られるためには、本格稼働後に共有サービスを利用する医療機関や薬局が全国に広がっていくことが重要であると思っております。

本広域連合では、現在、レセプトの情報から重複・頻回受診者や多くの薬を処方されている方を抽出しながら、訪問指導事業、あるいは多量服薬者訪問相談事業などを行っておりますけれども、こうした事業の対象者に対して、個人 I D が導入され、情報共有が可能となることで適正に診療や服薬が行われることになることから、事業の目的や役割の面から申しますと、将来的にはこうした事業は縮小していくことが考えられるところであります。

このような健康・医療データの利活用は、個人にとっては、適切な診療につながる。自身の健康状態を把握することで生活習慣病の予防に役立つということだけではなく、医療費の適正化にも資する取り組みであると言えます。現段階では、国のほうからは、具体的なものは示されておられませんけれども、国の動向を注視しながらしっかりと対応していきたいと考えております。

○議長（五輪清隆君）

18番、湯田議員。

○18番（湯田清美君）

続いて、再質問なんですけど、今、私たち被保険者番号というものを持っているのですが、この私の保険者番号は保険者ごとに発行されて、結婚とか就職とか転居とか退職などで背景によって加入する保険者がころころ変わります。そのときも保険者番号が変わるんですけども、過去の利用歴が途絶えたりとか、それぞれの保健情報をひもづけするのは、今のところ困難かと思いますが、この医療IDに関しては、過去に保険が変わった人は幾つも保険者番号をひもづけするような番号になるのか、それとも、マイナンバーがそのまま医療IDとして使われるのかちょっとお尋ねしたいのですが、わかるところで結構です。よろしくお願いします。

○議長（五輪清隆君）

保険管理課長。

○保険管理課長（中村浩樹君）

お答えします。おっしゃられるとおりでございますけれども、加入する保険者を何度変更しても、個人ごとに利用記録を追うことができる番号が医療等IDになります。これは2020年度から運用テスト、データ登録が始まります。以前の保険者情報は登録されませんので、過去の保険者の情報は連携はされませんが、今後、未来に向けての保険者が変わっていった場合、その場合には継続的に保険者をひもづけできるIDになるというふうに認識をしております。

○18番（湯田清美君）

わかりました。ありがとうございました。

○議長（五輪清隆君）

よろしいですか。ほかにございせんか。

10番、平野議員。

○10番（平野利和君）

5号案で46ページ、先ほど相浦議員の質問と重なりますが、3目の普及啓発事業費、この中で制度の広報、周知の件で、先ほどパンフレットとか市町の広報紙に掲載するとか、担当者の研修とかいうことの予算が含まれておるようなんですけども、こういう大幅な改定があるときには、我々でもちょっと理解できないことなので、高齢者の方にはもっと理解できないと思うのです。ただ、それを送りつけてこれで理解してくれということだけでは、私はちょっと優しい行政じゃないん

じゃないかなと思っておりますが、もっともっと何か周知の徹底といいますか、私も自分の市の担当課に話に聞くんですけども、なかなか理解できないのです。だから、その方たちもさっきも何回もなりますけど、高齢者の方が理解していただいて納得していただけるかっていうのはちょっと疑問なんですけど、どういうふうにそこら辺のことはお考えなのかお尋ねいたします。

○議長（五輪清隆君）

総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

周知につきましては、先ほども申しましたように、担当者会議を開催いたしまして、今度の制度の改正というのが担当部署が多岐にわたっているということで、統一した認識じゃないと説明自体ができないと認識しております。なので、そういうところを深めるためにも、担当者を集めてまして市町のほうでも同一の認識の中で被保険者の方に説明ができるようにということで説明会をしようと思っています。

また、パンフレット等につきましても、国のほうからもありますけれども、独自のほうで高齢者の方が見られてもわかりやすいようなチラシ、パンフレット等を作成したいと考えております。以上です。

○議長（五輪清隆君）

19番、相浦議員。

○19番（相浦喜代子君）

3回目最後でございます。

実は私ども諫早市、大村市、雲仙市、南島原市、そして島原市の県央地区から選出されている議員で勉強会をこの1年の中で2回ほどさせていただきました。その中でさまざまこの後期高齢制度の問題点等を十分わかることができたわけですが、今回の質問はそういったことをやってみて、はじめて私どもがわかったこと、もしかすると多くの参加されている議員の皆様はもう既におわかりなのかもしれませんが、研修の必要性というのを認識いたしました。

これは4号議案、一般会計の部分で議会費というのがあるわけですが、ここには研修については計上がなされておきませんが、この議会の中の研修というものについてはお考えは、議長中心として議運のほうで本来考えられているかもしれませんが、予算として計上されるということはあるのでしょうか。なかったとすると、ぜひ、計上していただいたらいいんじゃないかと思うもの

ですから、私はもうこれで2年で終わりでございまして、きょうは多分最後になると思います。8月のときにはもういませんので、これが最後の質疑になりますのでご答弁をお願いいたします。

○議長（五輪清隆君）

総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

議員さんにおけます視察とか勉強会の話ですけれども、前回の8月定例会において平野議員さんのほうからも、同様に広域連合議員さんたちが共通認識を持って内容の勉強会をしたらどうか、視察をしたらどうかという質問がありました。その中で、全国の広域のほうにもそういう視察があるのかどうかという調査をかけました。しかし、実績があるところはありませんでした。しかし、相浦議員さんも言われたとおり、勉強会とかをしていただいて、同じ保健事業に関しても皆さんが共通認識でできるようなことが大切だろうと思われまますので、今後そういう協議とか視察とかも検討してもいいのかなというふうに考えております。ただ、その旅費とかの経費につきましては、市町の負担となることから、そういうところの協議とかが必要となりますので、こういう視察の内容につきましても、どういう内容がいいのかというのも検討しないといけませんので、その辺を今後ちょっと検討しながら進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（五輪清隆君）

ほかにはありませんか。

2番、阿部議員。

○2番（阿部豊君）

すみません。私も予算書をよく見比べてなくてわからないところがあったので、基本的なことかもしれないんですけど教えてください。

57ページ、積立金が財政調整基金の積立金ということで、次期標準システム機器更改積立金、目的基金かと思いつながら、3,400万円新年度計上してあるんですけども、事務経費かなと思いつながら、市町負担金は一般会計の事務費的には負担金は753万増で、特別会計の事務負担金の市町負担金は全体として1億2,759万円ということで、どこからこの財源を捻出して積み立てるといふような考えなのか、次期標準システム機器更改積立金ですから、積立金として財調で積み立てるといふことですから、一般的な事務経費だといふような認識で私は感じたんですけども、そのところがどのようになるのかなと。

それで、ちなみに幾らほどの予算を確保するために、何年間で積み立てるといふ計画なのかというふうなのが見えませんでしたので、詳細説明をいただければと。

○議長（五輪清隆君）

総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

基金についてですけれども、まず財源につきましては、市町の負担金になります。特別会計の市町負担金の中の緑の62ページの①です。当該年度に必要な事務費総額3億7,500万、これの中に入っております。この次期標準システム機器更改の積立金でございますが、広域で使用しています資格関係の業務を行う機械があるんですけども、そのシステム自体を今年度更改しております。次、更改するのがまだ5年後ということになりますので、大体必要経費としましては2億9,000万かかります。広域連合と各市町をオンラインでつなげる分ですけれども、その分で今回の機器更改にかかる分が入札差金として約1億2,000万円が入札差金としてありますので、差し引き大体1億7,000万が必要ではないかということで、それを5年間で割りまして1年間で3,400万、その3,400万をそれぞれ事務経費として市町からの負担金の中に計上させてもらっております。

以上です。

○議長（五輪清隆君）

2番、阿部議員。

○2番（阿部豊君）

入札差金ということは、もう入札が終わって債務負担が上がっているということですか。そこがまだちょっとわからない。

○議長（五輪清隆君）

総務課長。

○総務課長（前川聡明君）

すみません。機器の分につきましては、債務負担ではなくて一括して入札をしております。今回債務負担に上がっているのは、今回機器更改しました分の保守の分の経費ということで、その分を債務負担として計上させてもらっております。

○議長（五輪清隆君）

よろしいですか。ほかにはありませんか。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

それでは、これをもって「議案第4号及び議案第5号」に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに順次、討論、採決を行います。

まず議案第4号「平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

「議案第4号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、「議案第4号」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成31年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に対する討論に入ります。

【「なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

「議案第5号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、「議案第5号」は、原案のとおり可決されました。

次に、日程9、選挙第1号「選挙管理委員会の委員及び補充員について」選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法といたしましては、地方自治法第118条の規定により投票による方法と指名推薦の方法がありますが、議長による指名推薦の方法でご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、選挙の方法は、議長の指名推薦によって行うことと決定いたしました。

これより、選挙管理委員会の委員について、お手元に配付しております名簿のとおり議長より指名いたします。國弘達夫君、山辺長久君、浦理君、植田光君以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました4名を選挙管理委員会の委員の当選人に決めることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、ただいま指名しました國弘達夫君、山辺長久君、浦理君、植田光君が選挙管理委員会の委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会の補充員についてお手元に配付しております名簿のとおり議長より指名いたします。なお、補充の順序については、指名の順序によって定めたいと思います。

西雪晴君、水田大佑君、田中比古右君、西尾弘毅君以上4人を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました4人を選挙管理委員会の補充員の当選人に定め、補充の順序は指名の順序とすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、ただいま指名いたしました西雪晴君、水田大佑君、田中比古右

君、西尾弘毅君が選挙管理委員会の補充員に当選され、補充の順序は指名の順序のとおり決定されました。

次に、日程10「議会運営委員の選任について」本件につきましては、現在の委員の任期が2月20日をもって満了することから、新たに委員を選任するものであります。

委員の選任につきましては、議会運営委員会条例第5条の規定により、議長において指名いたします。

議会運営委員に、長崎市選出、林広文議員、佐世保市選出、小野原茂議員、松浦市選出、椎山賢治議員、雲仙市選出、平野利和議員、南島原市選出、中村哲康議員、波佐見町選出、今井泰照議員、佐々町選出、阿部豊議員、新上五島町選出、坪井泰助議員、以上のとおり指名いたしたいと存じます。

次に、日程11「議会運営について」を議題といたします。

お諮りいたします。「議会運営について」は議会閉会中の議会運営委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、議会閉会中の議会運営委員会に、「議会運営について」を付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他、整理を要するものについては議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と言う者あり】

○議長（五輪清隆君）

ご異議ないと認めます。よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定しました。

以上をもちまして、今定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

これにて閉会いたします。皆さん、お疲れさまでした。

＝閉会 午後2時29分＝

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長 五 輪 清 隆

署名議員 坪 井 泰 助

署名議員 湯 田 清 美